



第8章

観光と政治

大賀 睦夫

1. 導入：観光学への政治学的アプローチとは？

(1) 政治の定義

政治の古典的な定義のひとつに「価値の権威的配分」がある¹。権威的とは拘束的・最終的ということである。紛争に対しなんらかの解決がはかられる。その決定がそれ以上争えないものであれば、それは権威的決定である。

そのような「政治」に関わる事柄は無数にあるが、それらは一定の関係で相互に結びつき、ひとつのシステムをなしていると考えることができる。政治システムは、社会という環境の海に浮かぶ島のようなものである。社会に大きな紛争が起きると政治への解決が求められ、政治的問題となる（政治システムへの入力）。政治的問題になると、様々な行為者が影響力を与え合う政治過程が始まる。そして争いに最終的決着がつけられ、政府のなんらかの施策が出てくる（政治システムからの出力）。

¹ イーストン（1976）、135～148ページ参照。

第8章

その施策は政治問題発生のかきかけとなった紛争に適用されて、問題を解決するであろう（フィードバック）。しかし、ひとつの問題解決は新たな問題を生む。問題の波は次々に押し寄せるので、政治とは終わりのない波乗りのような営為となる。

(2) 観光をめぐる政治

もちろん観光をめぐる紛争が起きる。したがって観光の政治的問題がある。一例をあげると、観光のあり方をめぐって、巨大公共事業を伴うリゾート開発が、それとも自然や歴史的環境を保全する持続可能な観光かという争いがあった。このような問題に政府が対処する必要がでてくるとき、それは観光の政治的問題となる。「観光学への政治学的アプローチ」というと、観光をめぐるこのような問題をとりあげていくことになる。観光をめぐるどのような紛争が起き、どのような解決を模索する過程があり、どのような解決がはかられたかを調べていくことになる。その際、政治学的に注目されるのは、政治体制や人々の市民としての意識のあり方である。政治の問題解決能力は、それらの要素によって大きく左右されるからである。

(3) 具体的事例

観光の政治的問題をもう少し具体的に考えてみよう。まず観光に関する政府の施策にはどのようなものがあるか見てみたい。それらの施策は社会の要請から生まれてくるのであるから、そのあり方をめぐって争いが生じる可能性がある。そのような観光に関する政府の施策はまことに多岐にわたる。平成20年版の観光白書から列挙してみよう²。

² 観光行政の詳細な説明については進藤（1999）第2章を参照。

観光と政治

- ・国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
- ・観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- ・観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備
- ・観光産業の国際競争力の強化
- ・観光の振興に寄与する人材の育成
- ・外国人観光旅客の来訪の促進
- ・国際相互交流の促進
- ・観光旅行の容易化及び円滑化
- ・観光旅行者に対する接遇の向上
- ・観光旅行者の利便の増進
- ・観光旅行の安全の確保
- ・新たな観光旅行の分野の開拓
- ・観光地における環境及び良好な景観の保全
- ・観光に関する統計の整備

観光に関する施策は多種多様であるが、これらのうち政治化しやすいものはどれであろうか。一般的にいて、補助金交付、観光PR、観光調査、人材育成などの施策は政治化することはあまりなく、関係者間の調整で決定されていく。政治的な問題になりがちなのは、政府が規制をかける場合や、決定がゼロサムゲームになるような問題である。たとえば景観保全のために建築の高さ制限をしようとするれば、土地所有者や不動産業界からの反対がでてくるであろう。また、観光振興のために大規模開発をしようとするれば、環境保護団体からの反対が出てきて政治問題化することが考えられる。

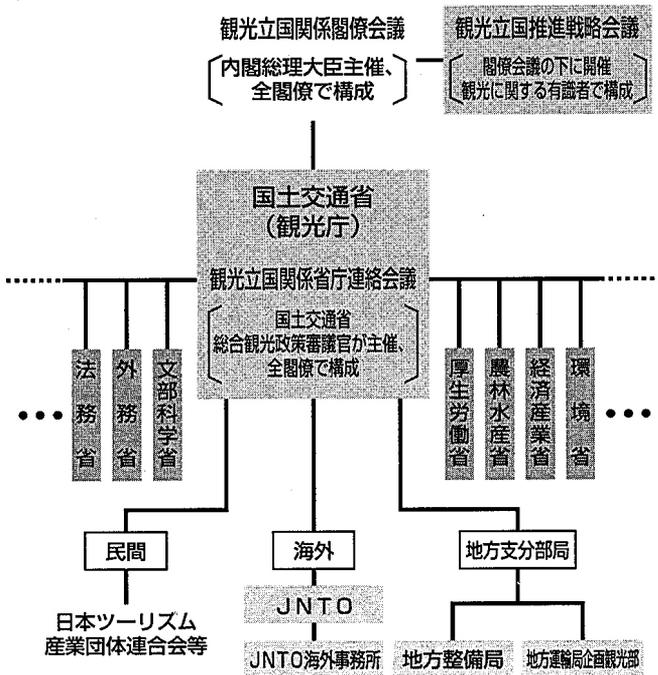
(4) 観光と政府

政府は観光に関する諸施策実施のための体制作りをおこなっている。

第8章

国の場合、観光関係の省庁の体制は下の図のとおりとなっている（国土交通省総合政策局観光部門「観光に関する懇談会」第四回参考資料、2008年6月19日）。これらが観光の施策が政治問題化した場合の重要なアクターとなるであろう。

- ・観光行政のメインプレーヤーは以下のとおり。
- ・観光庁等の国の機関、地方支分部局である地方運輸局等、我が国の観光魅力を対外的に発動する日本国政府観光局（JNTO）が地方公共団体や民間と連携しながら活動。



観光と政治

(5) 本稿で取り上げる観光の政治的問題

上述のとおり、行政がカバーする観光の領域は広大で、そこに政治的な問題が潜んでいるのはたしかであるが、その全体を本稿でとりあげることは不可能である。そこでテーマをどう取捨選択するかが問題となるが、これまでの観光をめぐる紛争や近年の観光立国の施策、景観法の成立などの経緯を考慮し、ここでは景観問題を取り上げることにしたい。もちろん景観をめぐる問題がすべて観光に関わるというわけではない。ただ、今日では「住んでよし、訪れてよしの国づくり、まちづくり」と言われるように、自然環境や歴史的景観を保全・再生することは地域住民にとってよいことであると同時に、「訪れてよし」つまり観光者にとってもよいことだと考えられている。景観問題は観光と密接に関わっているということである。

本稿では、景観保全をめぐる紛争、問題解決の過程、政府の施策、政治過程のアクター、国民の景観問題への意識などに注目して考察したいと思う。

2. ヨーロッパの景観コントロール その1 フランス

日本の景観問題を考える際、外国との比較の視座があるほうが望ましいであろう。欧米では、日本と比較するとかなり強い計画規制が行われ、その成果として誇るに足る都市風景が作りあげられている。本稿では、その代表的な事例としてフランスとイタリアを取り上げたい。

(1) 行政の責務としての景観保全

香川県の観光資源のひとつ栗林公園は美しい庭園であるが、園内からビルが見えることが興味をそぐと問題になっている。同様に、国宝宇治

の平等院鳳凰堂の背後にマンションが見えることが問題視されている。歴史的建造物の背後に現代的ビルが見える風景は景観美を考えると好ましくないが、わが国の政府はそのような問題に対する建築規制をほとんど行ってこなかった。ここで美意識が相対的なものか絶対的なものかを議論するつもりはないが、日本の都市景観が混乱し雑然としていることだけはたしかであろう³。

一方、われわれ日本人がヨーロッパの都市を訪れると、そのあまりにも統一された都市景観に驚くことが多いのではないだろうか。ヨーロッパの歴史地区では、建物の一階が店舗に改装されている場合でも、開口部を上窓にそろえる、建築材料を自然のものにする、色やデザインを周囲に調和させる、看板はごくひかえめにするなどの配慮がなされるのが普通である。

ヨーロッパでは、永年の文化的営為によって形成されてきた風景を保全することは国や州の責務と考えられている。1947年に制定されたイタリア共和国憲法は、第9条で「共和国は国民の景観および歴史的芸術的遺産を保全する」とうたっている。同様の規定は、1902年のプロイセンにおける景観保護法、1919年のワイマール憲法などにも見られる⁴。

本項では、観光大国フランスの景観行政を取り上げ、フランスの観光資源であるすぐれた都市景観がいかにも実現されてきたかを具体的に見てみたいと思う。

(2) フランスの歴史的建造物と周囲の保全制度

和田幸信は「フランスの景観保全制度のうち、景観や歴史的市街地の保全のうえで最も大きな役割をはたしてきた制度は何かと問われるな

³ 五十嵐 (2006) は、美醜は相対的価値だと断じている。16ページ。

⁴ 西村+町並み研究会 (2000)、11ページ参照。

観光と政治

ら、迷うことなく歴史的建造物の周囲の景観保全手法と答えることになる」と述べている⁵。フランス全土にある4万以上の歴史的建造物の周囲500mについて、あらゆる建設や土地利用が規制される。

歴史的建造物の周囲の景観を保全する制度は戦争中の1943年につくられた。この制度では、周辺環境を保全するうえで二つの条件がある。ひとつは歴史的建造物を中心として半径500m以内の区域が対象になることであり、もうひとつは、この区域の中でも歴史的建造物とともに見える場合に規制がかかることである。この二つの条件に当てはまる場合、フランス建造物監視官の同意がない限りあらゆる建設をすることができない。

フランス建造物監視官も1943年につくられた制度であり、フランス全体で200人しかいない難しい資格である。建造物監視官になるには建築家の資格が必要とされる。判断基準もとくに定められていないので、非常に大きな裁量権が与えられている。彼らは歴史的建造物の保全に関して拘束的意見を述べることができる。

歴史的建造物周囲の建築規制とそれを監視する強い権限をもつ公務員という制度によって、フランスでは歴史的建造物の周囲が遺産にふさわしい環境として守られてきたのである。ユネスコの世界遺産では、歴史的遺産の周囲の環境保全が登録されるための条件となっているが、フランスでは古くから周囲保全の制度があったために、比較的スムーズに多くの歴史的建造物が世界遺産に登録されたといわれている。

なお、歴史的建造物の保全に関する周囲500mには拡張例がある。ヴェルサイユ宮殿がそれで、1964年に決められた区域は、宮殿を中心に半径5 km、さらに庭園を対象として運河沿いに幅5.5km、長さ6 kmと

⁵ 和田 (2007), 58ページ。なお、フランスの景観行政の叙述は主として本書に拠っている。

いう広大なものである。

ただこの制度の問題点は、500m以内でも歴史的建造物とともに見えない場合は、建造物監視官は強制力のある意見を述べられないということである。

(3) マルロー法

1962年に制定された「フランスの歴史的、美的文化遺産の保護に関する立法を補完し、かつ不動産修復を促進するための法律」は、世界で最初に体系的な歴史的環境保全を定めた法律といわれている。制定当時の文化大臣アンドレ・マルローにちなんで「マルロー法」と呼ばれている。

マルローの意図は、歴史的建造物の周囲にある伝統的な建造物を修復することにより、歴史的建造物にふさわしい街並みを再生させることであった。1943年の制度は周囲500mの建築を規制する制度であったが、マルロー法はより積極的な不動産修復事業の制度である。保全地区を選定し、恒久的保全再生計画を作成して事業を行う。

和田はこの事業の展開には試行錯誤があった（政治問題化した）ことを紹介している⁶。保全地区にふさわしくない建物のとりこわし・立ち退きには反対があり、政府の対応も揺れたという。この事業の決定手続きは、保全地区全国委員会が市に提案し、市が同意したのちに、文化省と建設省共同の政令で決定されるという手順になっている。当初は350の都市がリストアップされていたが、現在までに79のみが決定に至っており、本事業について地元の同意を得ることの難しさもあるようだ。なお、この制度について、和田がデイジョン市の事例を詳細に紹介している⁷。

⁶ 和田 (2007) 102~108ページ。

⁷ 同上, 118~132ページ。

(4) 小活

フランスの統一感のある都市景観は、歴史的建造物周囲の保全を定めた1943年の制度や不動産修復事業を定めたマルロー法など、政府の厳しい規制によって実現されている。政府の規制に対しては抵抗もあったが、試行錯誤を経て現在の規制となっている。政府が歴史的景観を守るための規制を行うのは当然であるという国民的合意があるといえよう。

3. ヨーロッパの景観コントロール その2 イタリア

(1) 歴史的景観保存による都心の活性化

イタリア都市の最大の特徴は、歴史的都心部を「凍結保存」したところにあるといわれる⁸。つまり建築行為の制限によって歴史的都市の外観がそのまま保存されたということである。しかし、外観は凍結されても建物内部は商業用、住宅用に使われ続けてきた。そして歴史的景観に魅せられて訪れる国際観光客を中心市街地の経済活動に取り込むことで市街地活性化に成功している。このようなイタリアのユニークなまちづくりにわが国でも注目が集まっている。

(2) イタリア都市計画法制の歴史

イタリアの都市計画制度は開発・建築へのとりわけ厳しい規制で知られている。その特徴には次の四つがある。都市計画決定過程における広い市民参加、開発行為に対するさまざまな規制・複雑な手続き、自治体(コムーネ)による宅地開発の独占的権限、建築主に義務づけられた建

⁸ 宗田(2000)170ページ。なお、イタリアの景観行政の叙述は主として本書に拠っている。

第8章

築賦課金である。このような個人にはきわめて不自由な建築の制度がどのようにつくられてきたのか見てみたい。

1942年の都市計画法をイタリアは現在も使っている。1942年といえばファシズム時代であり、その内容もファシズムならではの強力な土地所有権への規制を定めた。この法律の特徴は、「計画なければ開発なし」と「何人も開発利益を徒に独占できない」という二大原則である。ただし、この都市計画法は施行令を定める間もなく戦後の混乱期を迎え、その後長い間実施されなかった。

1967年の「橋渡し法」という暫定措置法によって都市計画法の具体的実施要綱の策定が行われた。橋渡し法の特徴は、「計画なければ開発なし」の理念を貫き、計画のない地域での建築可能性を厳しく制限したことである。また都市計画基準により、すべての自治体がA～Fまでのゾーニングを行うことになった。Aゾーンは歴史的都心部で、ここでは建築行為は、修復・保存的改造・通常の維持と設備等の近代化に限定された。これが歴史地区の「凍結保存」と理解された。ただし、橋渡し法の建築規制は厳しすぎるとして違憲論争が起きている⁹。

1977年のブカロッシ法は暫定法であった橋渡し法の規制を固定化し、建築規制をいっそう強化した。この法律は建築主に建築に必要な都市整備の事業費を負担させることを定めている。

1985年のガラッソ法は、ブカロッシ法と文化財保護法、自然美保護法

⁹ 「計画なければ開発なし」の原則の厳格な適用は憲法違反であるという主張が土地所有者から出され、1968年の憲法裁判所の判決で「都市基本計画制定後5年以内に建築許可の前提となる当該土地にかかわる詳細計画、あるいはそれに代わる一種の組合施行による土地区画整理事業の実施計画が策定されない場合は、橋渡し法の効力が失効し、土地所有者の建築行為は認められる」との判断が下された。この判決によって、1975年に省令で建築規制に関する新たな定めができるまで、正式の許可をうけない開発行為が数多く行われたという。宗田(2000) 41ページ参照。

観光と政治

との整合をはかったもので、イタリアの国土全体を覆う画期的な環境保全法である。その内容は共和国憲法第9条にうたわれた「国家により保護されるべき国土の景観」が、行政の対応の遅れと乱開発により危機に瀕していると考えられたためにとられた緊急措置である。州政府の地域景観計画が制定され、各自治体はその内容を暫定的に尊重することによって景観の保全が実施されるまで、国土の大部分におけるあらゆる建設行為の許認可を差し止めるものとされた。

(3) 屋外広告・看板の規制

都市の景観を左右するものとして、建築物のほかに屋外広告・看板がある。しかし、広告・看板は文化財保護法による景観規制の対象とならなかったため、市の条例や州法などで規制が行われている。イタリアでは歴史的建造物の文化価値を経済価値として活用するというやり方をとっているため、とりわけこれらの規制が重要になる。規制にあたっては景観保存と商業活動のバランスが考慮される。ローマ市やヴェネツィア市の屋外広告・看板の規制の詳細について、宗田（2000）第6章に詳細な紹介がある。

(4) 小括

イタリアの中心市街地活性化が成功した大きな理由のひとつは、国際観光旅行者が増加したからである。そのような観光活動が伸びたのは、保存再生施策が成功したからである。そして歴史的景観の保存再生は、政府による強力な建築規制によって可能となっている。そしてさらに、そのような強力な規制が可能となった背景には、戦後のイタリア政治において革新勢力の強い影響力があったことが指摘されている¹⁰。

¹⁰ 景観規制と政治との関わりについて、宗田（2000）47ページ参照。

イタリアのまちづくりから学ぶことは、中心市街地の衰退について、日本では大規模都市再開発の手法がとられているが、イタリアでは大規模再開発は規制し、地方分権、市民参加によりサービス業・小規模製造業を中心に都市経済を再生させるというやり方でにぎわいをとりもどしているということである。

4. 日本の景観行政史概説

本項では、風致地区から現在の景観法に至るまでのわが国の景観行政のプロセスを概観してみたい。

(1) 風致と美観

風致ということばは、今日では法律用語以外ではほとんど使われることがない。辞書には「自然の風景などのもつおもむき、風趣」と定義されている。わが国の最初の景観保護の制度は風致地区と美観地区であった。高松市では栗林公園一帯が現在でも風致地区に指定されている。前述のとおり、栗林公園周囲の景観については問題が指摘されているが、少なくとも栗林公園から紫雲山方向は昔と変わらぬ美しい風景が保たれている。これは風致地区の制度によって守られた成果といえよう。

京都の東山一帯も風致地区に指定されている。2001年、その風致地区内の青蓮院前にマンションが建設されることになり、地域住民らが京都市と開発業者に歴史的景観を破壊しないよう申し入れを行うということがあった。現在、マンションは建設されているが、風致地区の高さ制限、環境に配慮された色彩・デザインによりほとんど違和感がない。これも風致地区制度の成果といえよう。

(2) 都市計画法以前の風景計画 (1919年以前)

明治期においては、都市づくりはパリのオスマン流の欧風美観が理想とされ、東京市に帝都の威信のための「洋風美観の一勝区を造出すべき」という議論があったというのが、実現にはいたらなかった。都市計画の用語・概念は、大正期、欧米近代都市計画を学んだ関一らによってもたらされた。

中島と鈴木は都市計画法制の審議過程において、美観論争があったことを紹介している。この「池田・神野論争」で、大蔵次官神野勝之助は予算を厳しく審査する立場から、美観を目的とする都市計画への国庫補助に反対した。内務省都市計画課課長の池田宏は、美観を添えるという意味で都市計画をするわけではないと反論した。しかし、美観のために都市計画の財源が失われ、ひいては法案が不成立となることがないよう、極力都市計画の主題として美観を議論することは避けることになったという¹¹。

(3) 風致地区と美観地区 (1919年)

わが国の都市計画は都市美とは縁遠いものになったが、それでも1919年の都市計画法に風致地区が、市街地建築物法に美観地区が規定された。同年、歴史的環境保全の制度として「史跡名勝天然記念物法」が制定された。美観保存・創造の運動はあったが、大蔵省は風致・美観を汚いものはいけないという趣旨に消極的に解釈したので、風致地区、美観地区の規定ができてでも実施されなかった。

(4) 戦前期の風致地区 (1920年代～1930年代)

1923年、関東大震災がおこる。その年の暮に帝都復興院が発行した

¹¹ 西村+町並み研究会 (2003) 20ページ。

第8章

『現代都市の建設』では都市計画の目的に「都市の交通を完備し、経済的
能率を増加し、住宅の安寧健康の保持、都市の美観を計ること」が明記
された。その後、風致地区の指定が次のとおり行われるようになった。

1926年、東京で全国初の風致地区指定（明治神宮周辺）

1930年、京都鴨川、東山、北山の指定

1931年、栗林公園の指定

1933年、京都府風致地区委員会

1940年までに、464地区、87.569haが指定される。

（5）戦前期の美観地区（1920年代～1930年代）

美観地区については、1933年、皇居外郭一帯が最初に指定された。こ
れは美観地区制度成立から14年後のことであった。きっかけは1929年、
警視庁新庁舎の望楼が国会議事堂高塔の建築効果を大きく損なう、皇居
を見下ろすことになる、と都市美協会が撤廃を求め、望楼の約11mが撤
去された事件であった。

それ以外では、1933年に大阪の御堂筋が美観地区に指定された。その
終点の大阪駅は1938年に指定された。1937年に伊勢神宮の内宮、外宮の
参道や御幸通りが美観地区に指定された。美観地区の指定数は風致地区
に比べると非常に少なかった。

（6）戦後の美観地区と風致地区（1945年以降）

1945年12月に閣議決定された戦災地復興計画基本方針では景観・風景
が大きく扱われた。しかし、1950年の建築基準法では風景計画への考慮
は大幅に後退した。1975年には風致地区は全国で699になった。風致は
樹林地の保全に限定されていった。

(7) 歴史的環境の保全 (1960年代～1970年代)

高度成長時代、国は開発志向で環境破壊が進んだため、開発に反対する住民運動が展開された。古都保存法は歴史的景観を守りたいという地域の人々の運動の成果であった。また、景観保護に積極的な自治体では景観条例を制定した。それらを年表にすると次のようになる。

1964年、鎌倉鶴岡八幡宮裏山開発問題

1964年、京都タワー建設反対運動

1966年、古都保存法成立

1968年、倉敷市伝統美観保存条例

1972年、京都市市街地景観条例

1975年、文化財保護法改正により重要伝統的建造物群保存地区制度創設

1978年、神戸市都市景観条例

(8) 地方の時代の風景計画 (1980年代以降)

80年代は「量から質へ」の時代といわれ、アメニティが時代のキーワードとなった。多くの自治体が景観条例を制定した。それを1980年の都市計画法改正で創設された地区計画制度や各種の政府の補助事業が支援した。自治体による景観保全の取り組みは国を動かし、2004年の景観法成立につながった。

(9) 小括

明治以降のわが国の都市計画において、景観がまったく考慮されなかったわけではないが、非常に低い位置づけであった。横浜市企画調整局長を務めたことのある田村明は、1960年代に、高速道路の建設に景観配慮を求めて建設省と交渉した際、建設省都市計画課の責任者に「街を美しくしようなんて、けしからん」と言われたという¹²。「同じ金があるなら、街を美しくするよりも、道路延長を伸ばすことだ。たとえ1メー

トルでも」。このような姿勢が、日本国政府の景観に対する伝統的態度であったといえよう。景観保護を求める声は国民や自治体の側から出てきた。ただし2004年に成立した景観法は、旧来の国の景観への姿勢からの大転換をうたっている。

5. 観光とライブリー・ポリティクス

(1) ライブリー・ポリティクス

歴史的環境を保全し、それを観光資源にしていくという発想はわが国の政府にはなかった。政府はひたすらGNPを拡大させる政策をとり、大規模開発を推進してきた。もちろん経済が発展することは望ましいことだが、過度の利潤追求は大気汚染・水質汚染などの公害問題や都市の過密問題を引き起こす。そのような国の政策に対し、人々の健康や暮らしや環境を守ろうとしてきたいくつかの先進自治体があった。保全された歴史的環境を観光資源にして地域活性化をはかるといいうのも、そのような自治体の取り組みのひとつであった。そのような自治体の取り組みはライブリー・ポリティクスと呼ぶことができよう。

ライブリー・ポリティクスは政治学者篠原一の用語である。彼によると、戦後直後の政治は自由主義か社会主義かといったイデオロギーをめぐるハイ・ポリティクスであったが、高度成長時代にインタレスト・ポリティクスになり、オイルショック後は新保守主義とライブリー・ポリティクスが対立する状況になったという。ライブリー・ポリティクスとは「生と生活についてのいきいきとした政治」である。

本項ではそのようなライブリー・ポリティクスの事例として、1970年

¹² 田村 (2005) 17ページ。

代の歴史的環境の保全・再生問題を取り上げてみたい。

(2) 歴史的環境の保全・再生

木原啓吉が指摘するように、歴史的環境保全の取り組みは公害問題と同様に、住民→自治体→中央政府の順で動いてきた。1960年代の鎌倉の宅地造成ラッシュに対する反対運動から、住民・市による買取、古都保存法の成立という展開がその代表例である¹³。

高度成長時代、自治体の多くが工場誘致に取り組んだなかで、長野県妻籠宿、高山市、京都市、神戸市、萩市など、「保存を通じての真の開発」を目指す自治体もあった。環境には物質的価値のみならず文化的価値があることが、この頃から認識され始めたが、これらの自治体はそのような価値を守っていかうとした先駆的自治体である。

「アメニティ」も60年代から使われるようになったことばである。わが国でも文化財を保護してきたが、それは国宝、重要文化財など点の保存であった。しかしそれでは守れない文化財があることが認識されるようになった。ユネスコの1968年の勧告でも、文化財は単独に存在しうるものではないと述べていた。そうした動きを背景に、全国歴史的風土保存連盟（1970）や全国町並み保存連盟（1974）などの歴史的環境の保全をめざす全国的住民運動組織も結成された。そして1975年、文化財保護法が改正され、国が歴史的環境保全を支援する制度として重要伝統的建造物群保存地区の制度が創設された。

(3) 妻籠宿：町並み保存の先駆

ここで歴史的景観保全・再生に早くから取り組み、国の重要伝統的建造物群保存地区に最初に指定された妻籠を取り上げてみたい。長らく見

¹³ 木原（1983）8ページ以下参照。

第8章

捨てられ荒廃していた中山道の宿場町妻籠が、新しい観光地として蘇っていくプロセスは、小寺武久「妻籠宿一町並み保存の先駆」¹⁴や、小林俊彦の証言「妻籠：売らない、貸さない、こわさないのむらづくり」¹⁵に詳しい。概略は次のとおりである。

江戸時代、妻籠は中山道の宿場町として栄えたが、明治の半ばに新しい道路と鉄道が別の場所にでき、妻籠は主道からはずれて見捨てられてしまった。村役場の職員であった小林氏を中心に、妻籠という宿場町をそっくり保存しようという構想が立てられ、それは1968年、県の明治百年記念事業に選ばれる。同年、妻籠地区全住民を構成員とする「妻籠を愛する会」が結成された。

妻籠の歴史的景観保全が有名になり観光客が増えるにつれて、観光商売の「もうけ主義」の傾向も出てきた。その反省から、1971年「妻籠宿を守る住民憲章」が制定された。観光ではなく保存がなにより優先されること、売らない・貸さない・こわさないの三原則、初心忘るべからずが取り決められた。

そして1975年に前述の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された。翌年「妻籠宿保存条例」が行政と住民の話し合いで制定された。そこでは、住民憲章の尊重、宿場景観・在郷景観・自然景観の保存、妻籠宿保存審議会の設置、歩行者天国、屋外広告物禁止などが定められている。

(4) 小括

GNPの極大化が国の政策であった時代、林野庁も国有林の木曾檜を切りたくて仕方なかった。しかし、妻籠の運動の理論は「山を切らせない、山の紫色をそのままにしておけば、観光客が来て喜ぶ世の中が来

¹⁴ 木原 (1983) 所収。

¹⁵ 西村・埴 (2007) 所収。

る」(小林俊彦)というものだった¹⁶。歴史的町並みという発想がない時代に、住民憲章を制定し、歴史的景観保全を考え、実践し、国の文化財保護行政をも動かしたという妻籠の取り組みは、まさに「いきいき政治」の実例といえる。

6. 観光と地方自治

わが国は明治以来官僚優位の中央集権体制をとってきたが、観光振興のためには地方分権が必要ではないかという問題を本項では考えたい。

(1) 日本の政治体制

C. ジョンソンは規制指向型と発展指向型という国家の二類型を考えた。規制指向型国家は先進国型、発展指向型国家は後進国型である。「産業化が遅れた国においては、国家自体が産業化の推進、すなわち発展指向型機能をになった」という¹⁷。そのような表現にしたがえば、明治以来、日本は発展指向型国家をつくりあげてきた。短期間に経済発展を遂げるために優秀な人材を中央に集め、発展の計画を立案し、全国一律の基準をつくって実施するという仕組みである。それは功を奏して「日本の奇跡」と呼ばれる経済発展を遂げることができた。経済大国を誇っていた頃、日本の官僚は優秀といわれた。ジョンソンの説も官僚＝優秀なテクノクラート論である。

しかし、1980年代以降は、むしろ中央集権体制のメリットよりデメリットが指摘されるようになった。今や、ピラミッド組織は国家の行政

¹⁶ 西村・埜 (2007) 107ページ。

¹⁷ ジョンソン (1982) 22ページ。

第8章

組織のみならず、企業でも軍隊でもうまく機能しなくなっているといわれている。

(2) 地方分権の必要性

田島義介『地方分権事始め』(1996)は、地方分権がなぜ必要かを示すために、観光まちづくりで有名な湯布院町を取り上げている¹⁸。湯布院町は1970年代初めから、高度成長期の日本中が追っていた歓楽化とは逆に、自然と農村とがマッチした健康保養地づくりをめざしてきた。そしてゴルフ場建設計画、大型ホテルの進出など困難な問題にも取り組み、一定の成果をあげてきた。しかし1987年のリゾート法をきっかけに、湯布院のまちづくりは根底から崩れてしまいかねない危機に直面することになった。リゾートブームで、リゾートマンションや別荘開発の計画戸数が町の全世帯数を上回る勢いになったのである。

湯布院の住民は自分たちの理想とするまちづくりを望んだのだが、問題は、宅地造成などの都市計画法上の権限が市町村にないこと、建築基準法が全国一律で適用されること、そして規制の手段として町には行政指導しかないということであった。つまり権限がないために、地域の人々が望むようなまちづくりができないことになるのである。

(3) 癒しの里の百年戦争

2003年のNHKプロジェクトX『湯布院 癒しの里の百年戦争』は、湯布院の観光まちづくりを取り上げている。リゾート開発に対抗して「潤いのあるまちづくり条例」がつくられていく過程は次のとおり再現されている。

リゾートブームで、東京、福岡の開発業者が次々にリゾートマンショ

¹⁸ 田島(1996) 5～11ページ。

観光と政治

ンの建設を申請した。申請戸数は3635。町全体の世帯数に匹敵する数である。業者は農家の土地を買い求めた。一反あたり一億円の値がついた。溝口薫平は「人々の心が壊れていくことがいちばん怖かった」と述べている。

やくざまがいの人が役所の窓口を訪れることもあった。町の許認可引き伸ばし作戦に対し、ある大手銀行員は「特定の市街地を除けば、町に開発を止める権限はない。われわれは開発業者に融資をしている。これ以上妨害すれば町を訴える。一日遅れるごとに相当の損害が出ている」と主張した。

町企画課長長谷川弘は「法律がなければ町で条例をつくろう」と考える。リゾートマンション建設阻止のてだては、①高さを5階以下に制限する、②建設に周辺住民の同意を必要とする、の二つであった。しかし、建設省の官僚いわく「近隣関係者の同意は通達違反であり、ダメです」。「高さ制限は削除してください。国の建設基準法よりきびしい条例はありません」。

長谷川は建設省の見解をもちかえるが、地元の応援を受けて再度建設省に説明する。会議室に町のポスターを張り、湯布院町のまちづくりの努力を訴えると、今回は官僚の協力を引き出すことができた。「高さ制限は、指導要綱には盛り込めます。同意は十分な理解とすれば通達と矛盾しません」。こうして「潤いのある町づくり条例」が制定された。条例は業者がマンション開発をあきらめるのに十分なものだった¹⁹。

(4) 小括

大量生産・大量消費時代のものづくりにおいては、中央集権システム

¹⁹ 田島 (1996) 9ページの「条例施行に重なるようにバブル経済が崩壊し、リゾートブームは去っていった」という表現が正確なところだと思われる。

第8章

は有効であったが、観光まちづくりというまさに地域の独自性が問われる問題では、そのマイナス面が顕著に現れた。国は、少なくとも地域の優れた取り組みを妨害することのないような仕組みを考える必要がある。その意味で、自治体の景観条例に法的根拠を与える景観法の成立は、一定の評価ができるであろう。

7. 歴史的都市の風景計画：京都市

京都府は国宝指定件数ランキングで第一位、重要文化財指定件数では第二位に示されるように数多くの文化財を有している。また「古都京都の文化財」は世界遺産にも登録されている。本項では、わが国の代表的観光都市である京都市の積極的な景観保全の取り組みと、それに伴う諸問題を振り返ってみたい。

(1) 京都市の歴史的景観保全

京都市の歴史的景観保全の取り組みを年表にすると次のようになる²⁰。
1930年 風致地区の指定。東山，北山，西山とその山麓一帯，鴨川と桂川の景観保全の取り組みが始まる。

1966年 古都保存法成立。高度成長に伴う開発から歴史的景観を守る運動が始まる。周囲の山地が歴史的風土保存区域に，市街地側斜面の多くが歴史的風土特別保存地区に指定される。その後，指定地区が拡大される。

1972年 京都市市街地景観条例制定。

① 美観地区条例 第1種～第3種地域を設定し，建築デザイ

²⁰ 京都市の景観行政の経緯については，主として西村+町並み研究会（2003）

観光と政治

ン・高さ色彩制限を実施する。

- ② 特別保全修景地区制度 産寧坂地区、祇園新橋地区が指定される。1975年以降は伝建地区になる。
- ③ 工作物規制区域および巨大工作物規制区域 美観地区内の建築物以外の工作物規制。巨大工作物は50m（東寺五重塔の高さ）まで。

1995年 京都市市街地景観整備条例制定。風致地区条例と市街地景観条例の改正，自然風景保全地区条例制定。1980年代のバブルの教訓として歴史景観を守る。

- ① 景観保全から景観形成のための誘導がはかられる。
 - ・ 美観地区 第1種～第5種へ
 - ・ 建造物修景地区制度 建造物と背景の山並みとの調和を図るための新制度。
 - ・ 沿道景観形成地区制度 街路の公共デザイン基準と沿道建造物のデザイン基準を協議会を組織して調整する。
 - ・ 施策型制度 「歴史的景観保全修景地区」「界わい景観整備地区」「歴史的意匠建造物の保全」の三制度あり。地区指定されると補助金等の支援制度がある。
- ② 自然的風景の保全
 - ・ 緑地保全 歴史的風土保存地区（上記），近郊緑地保全地区（近畿圏の保全区域の整備に関する法律，1967），緑地保全地区（都市緑地保全法，1973）
 - ・ 風致地区 風致地区条例（地区種別が5種に）
 - ・ 自然風景保全地区 1995年の改正で新たに加えられた制度。風致第1種地域とその外側の山地で都市計画区域内にあるものすべてを地区指定。風致地区条例では厳しい処罰を設けるのは困難であるため制定された。違反者に対し1年以下

第8章

の懲役も用意されている。

2004年 景観法成立。景観法との整合性がはかられる。

2007年 新景観政策実施。建築物の高さ規制を最高45メートルから31メートルに引き下げる。眺望景観創生条例成立。

(2) 景観保全にともなう諸問題

京都市計画局で景観行政に携わった荻谷勇雅は、景観保全にともなう諸問題を具体的に紹介しているので次に見てみたい。

1971年、産寧坂の住民に地元町並み保全を提案しアンケート調査を実施したところ、さまざまな疑問・問題点が出されたという。「説明会の席上、住民の中には『何か、がんじがらめになってしまうのではないか』『土地の値が下がってしまうのではないか』『本当に補助金がでるのか』といった不安や行政不信の声もかなりあったし、またサラリーマンなど店舗経営ではない人、また店舗経営でも電器店など観光に直接関係のない店舗を営んでいる人からは『観光的な方向に町が発展しても自分にはメリットがない』とか『自分の店が経営しにくくなっては困る』とかの不満も出た。また『我々はこれまで自主的に風趣を保全してきた。行政や学者からとやかくいわれたくない』といった意見もあったという²¹。

市は町内ごとに何度も話し合いをもち、粘り強く説得して、1972年に産寧坂地区の特別保全修景地区指定にこぎつけた。

祇園新橋地区については、市の案は元吉町とその周辺に特別保全修景地区を、そのまわりに美観地区第1種地域を指定するというものであった。これは元吉町の人々からは十分な理解を得たが、その周辺の町内、とくに特別保全修景地区と一般地域との緩衝地帯として設けた第1種美

²¹ 荻谷 (1983) 322ページ。

観光と政治

観地区指定予定区域内の住民からは猛烈な反対運動が起こった。新橋通りの町並みの保全のためにその周辺の自分たちまで規制されるという不快感と、規制によって地価が暴落するのではないかという不安から、市の地区指定案に異議が唱えられたという。結局、第1種美観地区指定区域は大幅に縮小された²²。

嵯峨鳥居本地区の場合、町並み保全そのものに対する強い反対意見は出なかったが、排水路や下水道の整備、市バス等のルートや頻度の改善、観光公害対策などの要望が出された。こうした問題は各局またがる広範な課題であるため景観行政の担当者は対応に苦慮した²³。

以上に見られるように、景観を守ることは素朴によいことと思われがちであるが、それによって建築の自由がなくなったり、広告ができなくなったり、不利益を被ると感じる人々もたくさんいるということを認識しておく必要がある。

(3) 小活

荻谷によれば、京都市の保全事業の基本的考え方は、第一に、町並みの保全事業は地域住民自身による、地域特性を生かしたまちづくりであり、行政の役割はそのためのルールづくりや専門的技術、情報、資金等の面でバックアップすることであった。第二に、保全事業の推進にあたってはそれぞれの地域や地区の特性を最大限重視してきた。第三に、一律の復元方式をとらず、歴史的な変化の過程を重視した²⁴。また1972年の景観条例は「保全」が中心であったが、1995年の改正で「景観保全」から「景観形成」を誘導していく姿勢が打ち出された。建築規制等

²² 荻谷 (1983) 325ページ。

²³ 同上

²⁴ 同上326～327ページ。

によって不利益を受ける人もあり、景観保全には困難な問題も発生するが、京都市は観光都市として景観形成によく取り組んできたといえる。ただ京都市の取り組みは評価されるとはいえ、欧米と比較すればかなり低い水準の景観を確保するものにすぎない²⁵。

京都市では、景観法成立後、2007年3月に「京都創生」を視野に入れた新景観政策関連6条例が成立し、9月から施行されている。新景観政策はダウンゾーニングを含む建築の高さやデザインの規制強化を行っており、歴史的景観再生を望む人々から高く評価される一方で、建設・不動産関係者からは訴訟も辞さないという反発も引き起こしている。今後の展開が非常に注目される場所である。

8. 観光をめぐる紛争：和歌浦景観保全訴訟

1980年代のバブル経済を背景に、1987年、リゾート法（総合保養地域整備法）が制定され、ほぼ全県でリゾート計画が進められた。しかし、宮崎県のシーガイアに象徴されるように、ほとんどのリゾート構想が失敗に終わっている。香川県でもサンリゾート構想でレオマワールドがつくられたが、ほぼ10年で破綻した。

リゾート法をきっかけとするリゾート計画には、当初から、環境を破壊する、需要がない、画一的で魅力に乏しいなどの批判があった。和歌山県では和歌山マリーナシティの建設（人工島、マリーナ、テーマパーク）が推進されたが、地域の人々から、環境破壊につながる、とりわけ和歌山県の財産である歴史的景観を失うことになると批判が出され、訴訟まで起きている。本項では「和歌浦景観保全訴訟」をふりかえり、こ

²⁵ 西村+町並み研究会（2003）109ページ。

の紛争の意義を考えてみたい。

(1) 和歌浦の歴史と景観

紀伊国は万葉集ゆかりの地であり、紀伊国を詠んだ歌は4516首のうち107首あるという。万葉の時代、紀伊国に斉明、持統、文武、聖武の4人の天皇が訪れた。とりわけ和歌浦はすばらしい景勝地として称賛された。現在、和歌公園内の片男波地区に、「万葉館」がつくられているが、そこで特に大きく紹介されているのが、万葉の悲劇有間皇子事件、そして山部赤人の歌「若の浦に 潮満ち来れば 潟を無み 芦辺を指して 鶴（たづ）鳴き渡る」である。地名の片男波はこの歌の「潟を無み（干潟がなくなるので）」に由来する。江戸時代は南紀徳川家による和歌浦の風致保存が進められた。

(2) 和歌浦景観保全訴訟：訴状

本件は新不老橋違法公金支出差止等住民訴訟である。差止訴訟にもかかわらず工事が進められたので、のちに損害賠償請求訴訟に変更された。これは県が進めていた和歌浦廻線道路改良工事についての1988年度の県予算の支出差止を求めるものであった。江戸時代につくられた不老橋は和歌浦の美しい景観にとって欠くことのできない建造物なので、その付近の干潟を埋め立てて新しい道路をつくり新しい橋をかけることは、和歌浦の歴史的・文化的景観を破壊することになるというのが訴訟理由であった。法的根拠として、憲法第13条（幸福追求権）、第25条（生存権）、第23条（学問の自由）、文化財保護法、都市計画法違反があげられた。

(3) 答弁書、被告準備書面

被告である県の主張は次のとおりである。新橋・道路建設は建設大臣

第8章

の事業認可を受け、都市計画法の規定による公示・公告がなされている。事業目的は、交通渋滞の解消、和歌公園へのアクセス道路、片男波海水浴場へのアクセス道路の建設である。原告は和歌浦が万葉時代に歌に詠まれたというが、万葉時代の和歌浦が正確にどの場所かは不明である。また塩釜神社、玉津島神社は古いが、観海閣、多宝塔、三断橋は江戸初期に、不老橋にいたっては江戸末期につくられたものである。現在不老橋がかかっている市町川は江戸時代中期まで存在せず、そのあたり一帯は、かつては干潟であった。和歌浦や不老橋は文化財保護法、和歌山県文化財保護条例による文化財として指定されていない。「景観権」なるものはない。新しく建設される新不老橋（正式名称あしべ橋）は、周囲景観を阻害しないよう配慮されている。

(4) 判決

1994年11月30日の和歌山地裁の判決は次のとおりである。原告らの請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする。判決理由は次のとおり。訴えの提起、変更は適法である。本件工事が歴史的景観権を侵害するとの原告らの主張はそれ自体失当である。和歌浦は文化財保護法等により保護されるべき文化財ではない。都市計画法違反の事実はない。

ただし裁判所は判決理由の中で次のように述べている。「しかし、人々の文化的で健康な生活のために、自然的に良好な環境だけでなく、文化的にもよい環境が必要であること、文化的環境の人間の精神生活に果たす重要性や人格形成に果たす役割についても理解できるところであり、そのような文化的環境の一環として歴史的景観が存在することを肯定してよいことは前記のとおりである。…もっとも、これらの価値、利益を考慮して地方公共団体がどのような施策を採用するかは、政策判断の問題であり、当該行政の掌にあるものにおいて様々な価値・利益を考

観光と政治

量して判断・決定されるべき事項であって、裁判所が法的な観点から一義的に判断することのできない事柄といわなければならない」。

このように原告の請求を退けたものの、歴史的景観の意義については一定の評価を与えている。

(5) 小活

高度に政治的な問題については、裁判所は判断を差し控えるべきであるという、「政治的問題の法理」がある。判決理由で、本件は「政策判断の問題」であり裁判所が判断できない問題であると述べているように、和歌浦景観保全訴訟は政治性の強い問題であった。

裁判では著名な学者たちが何人も証言台に立ち、あるいは意見書を提出している。元和歌浦景観保全訴訟を支援する会事務局長の吉田昌生は、全国津々浦々900名に及ぶ会員の支援を得たと述べ、「判決は、結果的に残念なことになりましたが、しかし20世紀に歴史と景観を問いかける問題提起をしたという意味で、歴史に残るものだった」という永井路子の言葉で景観保全訴訟記録の最後を締めくくっている。

9. 景観法

(1) 景観法の背景

わが国初の景観に関する総合的な法律である景観法が、2004年6月に成立し、公布された。前述のとおり、従来、わが国の政府は景観保全に関してはきわめて冷淡であったが、この法律では良好な景観は風格ある国土の形成と豊かな生活環境の創造にとって不可欠であり（第2条）、国は良好な景観形成に関する施策を策定し実施する責務を有する（第3条）とうたい、理念的には景観政策の大転換を印象づけている。

景観法の背景にあるのは政府の観光への取り組みの転換であった。2003年には関係閣僚会議決定として「観光立国行動計画」が決定され、この中で、観光を推進する上でも良好な景観形成による地域の魅力の維持・創出が極めて重要であるという観点から、「景観に関する基本法制の整備」が位置づけられていた。また、人々の価値観が量的拡大から質的向上へと変化し、良好な景観へのニーズが高まってきたこともあげられる。

景観条例をもたない自治体のほうが多いとはいえ、2003年度末で、470の市町村で524の景観条例が制定されていた。これらの自主条例による自治体の景観保全是、成果があがっているところもあればそうでないところもあった。いずれにせよ、法的根拠をもたない条例には強制力がないという問題があった。さらに、景観保全についての国民共通の理念が未確立であるという問題があった。景観法はこうした課題に応えるものであった。

(2) 景観法の概要

景観法は、景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明確化している。さらに実効法として、景観形成のための行為規制を行う仕組みや支援の仕組みも備えている²⁶。

(3) 景観法の可能性と問題

景観法が景観整備・保全の理念を明確にしたこと、国に良好な景観形成に関する啓発及び知識の普及を義務づけたこと、事業者や住民の責務も明確にされていることなどは、わが国の景観保全の将来にとって明るい材料であるといえる。しかし、注意しなければならないのは、景観法

²⁶ 詳細については、景観まちづくり研究会（2004）の解説を参照のこと。

観光と政治

は自治体になんらかの義務を課すものではないという点である。積極的に景観保全に取り組みたい自治体があれば支援しようという姿勢であって、景観法にもとづく条例をつくらなければならないというわけではない。

景観法には、景観計画区域、景観地区などの制度があり、良好な景観保全のために建築規制が可能であるが、地区計画や伝建地区の活用が地域住民の合意を得るのに手間取り、スムーズにいかなかったのと同様の問題が生じる可能性がある。

10. まとめ

わが国においては、観光は政治や行政、実業界、学会、あらゆる領域で低い位置におかれてきた。しかし2003年以降は、国は観光立国をめざすとしている。観光振興のためには、よい景観を保全し創造していく必要がある。こうして「観光立国行動計画」が決定され、景観法が作られた。このような経緯を考慮し、「観光学への政治学的アプローチ」を扱う本章では、景観をめぐる諸問題を取り上げ、これに政治学的考察を加えてきた。最後に、景観をめぐる政治的問題の特徴をまとめて本稿を閉じたいと思う。

伊藤修一郎は「コモンズの悲劇」について語っている²⁷。すぐれた景観は、保全していけば、そこから誰もが永続的に心理的・経済的利益を得られるという意味で一種のコモンズ（共有地）である。しかし、そこに眺望をウリにしたマンションを建てて販売する人が出てくると、次々に同じことをする人が出てきてすぐれた景観はたちまち失われる。これが「コモンズの悲劇」である。

²⁷ 伊藤（2006）19～23ページ参照。

第8章

コモンズの悲劇を避けるには、第一に、政府権力に規制と執行を委ねる方法、第二に、共有地を分割して私有化する方法、第三に、地域コミュニティによる自治的な解決の三つがあるとされる。

第一の権力による解決には、地区計画や伝建地区、景観法の景観地区などの国の法制度がある。しかし、地区指定には住民の同意が必要であり、「住民を協力させるための規制を課すのに住民の協力が必要という堂々巡り」²⁸になっており、必ずしも積極的に活用されているとはいえない。

第二の私有化による解決であるが、すでに建ぺい率や容積率という形で景観利用権のようなものがある程度個人に分割されている。この解決法はそれをさらに制限するということになる。それは結局、どこまで私権を制約すべきかという都市工学や都市法で議論されてきた問題に行き着く。私権の再配分はかなり実現の困難な問題である。

第三の自発的協力による解決に当たるのが景観条例である。景観条例の多くは、あらかじめ定めた基準によって行政指導を行うものが中心である。行政指導には強制力はなく、あくまでも相手方の任意の協力を促すにすぎない。多くの自治体はこの第三の方法を採用してきた。

しかし行政指導による景観保全が効果を発揮するためには、しっかりしたコミュニティがあることが条件になる。湯布院の中谷健太郎は「田舎では建物を造る場合でも何をする場合でも、まずはお隣さんに合わせたものだよ。お隣さんに合わせれば、高さ、色、デザインなどの問題は起こらないはずだよ」と述べている²⁹。そのような協力し合う文化がある地域であれば行政指導は有効であろう。しかし利潤目的で外部の業者が建築するケースなど、行政指導では限界がある場合もある。そういう

²⁸ 伊藤 (2006) 22ページ。

²⁹ 木谷 (2004) 180ページ。

観光と政治

ところでは景観保全のためになんらかの規制を行っていく必要がある。

景観保全のために建築規制を行うのはかなり大きな抵抗を伴うものであるが、京都市のように景観を守ることの利益が大きいところではかなり強い規制が実現している。伝建地区の指定においても住民の合意形成が難しい場合が多いが、少なくとも指定された地域では住民の協力が得られたわけである。どのような条件があれば、景観保全のための規制が実現するのか、あるいは、自主条例が有効であるためには、どのような条件が必要か、といったことを政治学は解明していくことになるであろう³⁰。

わが国では、「住民を協力させるための規制を課すのに住民の協力が必要という堂々巡り」があるが、西欧諸国では強力な景観保全の規制が実現している。西欧諸国の人々は自分たちの住んでいる町の景観に自らの歴史や文化が刻まれている、そこに自らのアイデンティティがあると考えている。だからこそ、歴史的景観を守る強い規制を支持しているのである。そしてそれが多くの観光客の来訪につながっている。そのことを考えると、「景観規制をめぐる堂々めぐり」が克服できるかどうかは、結局、われわれ国民の景観に対する意識次第ということになるのではないだろうか。その意味で、景観法にもうたわれている景観に関わる啓発や教育が重要になってくるであろう。

³⁰ 伊藤（2006）はそのような課題に取り組んだ力作である。

引用文献

- 五十嵐太郎『美しい都市・醜い都市』中公新書, 2006年
- イーストン, デヴィッド 山川勝巳訳『政治体系 政治学の状態への探求』ペリかん社, 1976年
- 伊藤修一郎『自治体の政策革新: 景観条例から景観法へ』木鐸社, 2006年
- 荻谷勇雅「千年の古都の景観保全行政」木原啓吉責任編集『事例・地方自治 第7巻 歴史的環境』ほるぷ出版, 1983年
- 木谷文弘『由布院の小さな奇跡』新潮社, 2004年
- 木原啓吉「歴史的環境の保存と再生」木原啓吉責任編集『事例・地方自治 第7巻 歴史的環境』ほるぷ出版, 1983年
- 景観まちづくり研究会『景観法を活かす』学芸出版社, 2004年
- 国土交通省編『平成20年版観光白書』コミュニカ発行, 2008年
- 小寺武久「妻籠宿一町並み保存の先駆」木原啓吉責任編集『事例・地方自治 第7巻 歴史的環境』ほるぷ出版, 1983年
- 小林俊彦「妻籠—「売らない」「貸さない」「こわさない」のむらづくり」西村幸夫・埜正浩編著『証言・町並み保存』学芸出版社, 2007年
- 篠原一編著『ライブリー・ポリティクス: 生活主体の新しい政治を求めて』総合労働研究所, 1985年
- ジョンソン, チャーマーズ 矢野俊比古監訳『通産省と日本の奇跡』TBSブリタニカ, 1982年
- 進藤敦丸『観光行政と政策』明現社, 1999年
- 田島義介『地方分権事始め』岩波新書, 1996年
- 田村明『まちづくりと景観』岩波新書, 2005年
- 西村幸夫+町並み研究会『都市の風景計画 欧米の景観コントロール 手法と実際』学芸出版社, 2000年
- 西村幸夫+町並み研究会『日本の風景計画 都市の景観コントロール

観光と政治

到達点と将来展望』学芸出版社，2003年

宗田好史『にぎわいを呼ぶイタリアのまちづくり』学芸出版社，2000年

和田幸信『フランスの景観を読む』鹿島出版会，2007年